

警察公論第 80 巻第 10 号付録「SA2026」お詫びと訂正

本書の下記の箇所に誤りがありました。以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。

| | |
|----------------------|------------|
| P50 法改正&新法ナビ 01 拘禁刑 | |
| ※ページ中段の図表右側に誤りがあります。 | |
| 誤 | 禁錮刑 |
| 正 | 拘禁刑 |

| | |
|---------------------------------|--|
| P144 犯人蔵匿等罪 | |
| ※枝(3)に誤りがあります（正解及び解説に変更はありません）。 | |
| 誤 | (3)たとえ犯人が死亡していても、捜査機関に誰が犯人か分かっていない段階で捜査機関に対して自ら犯人である旨虚偽の事実を申告した場合には、犯人隠避罪は成立する。 |
| 正 | (3)捜査機関に誰が犯人か分かっていない段階で捜査機関に対して自ら犯人である旨虚偽の事実を申告した場合、 犯人が死亡していたときには、犯人隠避罪は成立しない。 |

| | |
|---------------------------------|--|
| P178 事例と刑責 | |
| ※枝(2)に誤りがあります（正解及び解説に変更はありません）。 | |
| 誤 | (2)甲は、警察官に虚偽の被害を申し立てて内容虚偽の被害届を代書させた上、これに架空人の名前を署名した。なお、公正証書原本不実記載等罪に当たる行為は認められなかった。この場合、甲は不可罰となる。 |
| 正 | (2)甲は、警察官に虚偽の被害を申し立てて内容虚偽の被害届を代書させた上、これに架空人の名前を署名した。なお、公正証書原本不実記載等罪に当たる行為は認められなかった。この場合、 甲には虚偽公文書作成罪は成立しない。 |

| | |
|---------------------------------|--|
| P179 事例と刑責 | |
| ※枝(5)に誤りがあります（正解及び解説に変更はありません）。 | |
| 誤 | (5)甲は、勤務先の会社で1人残業していたところ、…… |
| 正 | (5)甲は、勤務先の会社の 執務室 で1人残業していたところ (当該執務室外の会社内で残業している職員は複数人いた) 、…… |

| | |
|---------------------------------|---|
| P348 良好な自転車交通秩序の実現 | |
| ※枝(4)に誤りがあります（正解及び解説に変更はありません）。 | |
| 誤 | (4)全ての自転車利用者に対して、交通の方法に関する教則や自転車安全利用五則を活用するなどして、自転車は歩道通行が原則であること…… |
| 正 | (4)全ての自転車利用者に対して、交通の方法に関する教則や自転車安全利用五則を活用するなどして、自転車は 車 道通行が原則であること…… |

| | |
|---------------------------------|--|
| P359 認知機能検査等 | |
| ※枝(1)に誤りがあります（正解及び解説に変更はありません）。 | |
| 誤 | (1)認知機能検査とは、運転免許証の更新期間満了日等に75歳以上の者が、高齢者講習を受講する前に受けなければならない記憶力等に関する検査である。 |
| 正 | (1)認知機能検査とは、運転免許証の更新期間満了日等に75歳以上の者が、高齢者講習を受講する と共に、原則として 受けなければならない記憶力等に関する検査である。 |

以上